

旅行雑誌型フリーマガジン制作業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

船橋市内には、多くの観光スポットや大規模な商業施設、人気のある飲食店や名刹などがあり、年間を通じ様々なイベントも開催されている。このような船橋の多彩な魅力を、「見る」「食べる」「遊ぶ」など観光・レジャーに特化した形で、船橋への関心が薄い層を含む市内外の人たちへPRするため、著名な旅行雑誌のブランド力と取材、編集力を生かした船橋限定版のフリーマガジンを制作する。

2. 業務名 旅行雑誌型フリーマガジン制作業務

- (1) 業務場所 市指定場所
- (2) 業務内容 別紙「旅行雑誌型フリーマガジン制作業務仕様書」による
- (3) 業務履行期間 契約締結日から令和2年3月31日までとする

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務を効果的に遂行するにあたっては、媒体のブランド力や取材・編集力などを総合的に評価し、最適な媒体を選定することが重要である。価格のみによる競争では本業務の目的を達成できない媒体が選ばれるおそれがあることから、プロポーザル方式により受託候補者を特定する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

- (1) プロポーザル方式 公募型
- (2) 公募型プロポーザルとする理由
実績のある事業者から、広く提案を募ることができるため。

5. 業務スケジュール

受託候補者特定のスケジュールは以下のとおりとする。ただし、各事項の実施日については、決裁権者及び評価委員の都合により適宜調整を行うものとする。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) プロポーザル公示 | 令和元年5月24日(金) |
| (2) 質問票提出期限 | 令和元年6月3日(月) |
| (3) 質問に対する本市回答 | 令和元年6月5日(水) |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 令和元年6月12日(水) |
| (5) 参加番号等決定通知 | 令和元年6月14日(金) |
| (6) 企画書等提出期限 | 令和元年6月25日(火) |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和元年7月1日(月) |
| (8) 審査結果公表 | 令和元年7月3日(水) |

※ただし、上記スケジュールについては、本市の事務上の都合により変更できるものとする。

6. プロポーザル参加資格・参加申込方法等

本プロポーザルに参加資格を有する者は、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、参加資格を有することを証する書類に虚偽等があった場合は、直ちにその資格を失うものとする。

(1) 参加要件

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- ②本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ③参加申込から受託候補者の特定までの間に船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④類似業務の実績があること。

(2) 参加申込書等の提出

本件への参加にあたり、以下の申込書等を令和元年 6 月 12 日（水）午後 5 時までに事務局へ提出すること。（必着）

- ①様式 1「プロポーザル参加申込書」（指定様式） 1 部
必要事項を記載の上、代表者印又は年間代理人の印を押印すること。
- ②類似業務実績一覧表（任意様式） 7 部（うち 1 部を正本とする）
旅行雑誌等を媒体とした類似業務（フリーマガジン）に関する実績（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）が確認できる一覧を、A4 用紙 1 枚にまとめて作成すること。また、正本 1 部に商号等を記載の上、代表者又は年間代理人の印を押印すること。
- ③実際に発行した旅行雑誌型フリーマガジン（3 点までとし、コピーも可）各 7 部
- ④企業の概要が確認できる書類（任意様式、パンフレット可）7 部

7. 提案限度額

提案限度額は 6,372,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。企画、取材、編集、印刷、製本、納品等について、全て限度額以内で提案すること。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

プレゼンテーション審査による。

以下の評価項目について評価を行い、評価委員会委員が採点し、全評価委員の得点を合計し、最高点の者を受託候補者とする。

**旅行雑誌型フリーマガジン制作業務委託プロポーザル プレゼンテーション審査
評価項目及び評価基準**

評価対象		項目	配点	評価及び得点				
				非常に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る
1	媒体	高いブランド力、認知度を有しているか	10	10	7	5	3	0
2	企画構成案	本市の旅行雑誌型フリーマガジンにふさわしい企画構成案になっているか	20	20	14	10	6	0
3	業務体制	取材体制や校正期間及び回数が十分に確保でき、適正な人員配置がなされているか	10	10	7	5	3	0
4	価格競争力	発行部数、ページ数等のボリュームや紙質等が十分であるか	10	10	7	5	3	0
5	過去の実績	過去に同種類似業務の十分な受託実績があり、その成果物の構成、レイアウト、写真等は良質か	10	10	7	5	3	0
6	付帯提案	船橋ならではの企画や仕様以外の独創的な提案があるか	10	10	7	5	3	0
7	効果測定	成果物の効果を測定する手法は、適度でいて適切なものか	10	10	7	5	3	0
合計			80 点満点					

なお、最高得点者が複数になった場合は、より多くの評価委員から最高点を得た者を受託候補者とし、これにおいても複数の同点者が生じた場合はくじ引きの上決定する。

また、評価委員会の評価点（全評価委員の合計）が、配点の 6 割を満たす応募者がいなかった場合は再度公募を実施する。

9. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 電子メールで事務局あてに送付すること

メールアドレス miryoku@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局（047-436-2792）に電話し到着確認をすること。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受付けない。

②質問期限 令和元年6月3日（月）午後5時

(2) 質問への回答

①回答方法 市ホームページに掲示

②回答日時 令和元年6月5日（水）午後5時

10. 企画書の提出

(1) 提出期限（予定）

令和元年6月25日（火）午後5時必着

(2) 提出場所（予定）

船橋市役所 3階 広報課

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

①企画書（内容は（4）の記載内容を参照）

正本1部 副本6部

なお、提出した書類の訂正・差し替えは認めない。また、提出された書類は返却しない。

(4) 企画書の記載内容

①様式

- ・ A4版（縦横は自由）、両面印刷で作成すること。ただし、説明資料等でA3版が必要な場合は、折り込むことも可とする。
- ・ 表紙に「旅行雑誌型フリーマガジン制作業務企画書」と記載すること。
- ・ 表紙右上に参加番号を四角囲みで大きく記載すること。
- ・ 仕様書及び「8. 評価方法及び評価基準」をふまえ、以下の章番号を付して構成すること。必要に応じて枝番号を付すことも可とする。

章	項目	内容
1	媒体	媒体の概要、ブランド力、認知度等
2	企画構成案	効果的に船橋の魅力を伝えるための企画案
3	業務体制	制作スケジュールや校正回数、管理体制（人員）等
4	価格競争力	発行部数、ページ数等のボリューム、紙質等
5	過去の実績	過去に受託した同種類業務を中心とする制作実績

6	付帯提案	その他本業務に関する提案
7	効果測定	成果物の効果を測定する手法に関する提案
8	見積書	詳細項目を記した見積書（自由様式）

11. プレゼンテーション

提出した見本等と企画書をもとにプレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーション概要

- (1) 実施日 令和元年7月1日（月） 時間については調整後通知
- (2) 出席者 1者2名以内とする。
- (3) 実施時間 1者30分以内とする。（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度を予定している。なお、セッティング・撤去にかかわる時間を含む）
- (4) 実施者 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。
- (5) 貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクターは、本市が用意する。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

12. 審査結果

市ウェブサイト上で公表するほか、受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知書を送付する。

13. 結果の公表事項及び方法

- (1) 審査結果公表日 令和元年7月3日（水）
- (2) 公表事項 応募者数・参加業者名・受託候補者名・評価項目・点数配分・採点結果（大項目の点数及び合計点数）とする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。（参加業者が、2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。）
- (3) 方法 本市ホームページに公表する。

14. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

15. プロポーザルの辞退

プロポーザル参加申込書（様式 1）の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、プロポーザル辞退届（様式 2）をプレゼンテーション実施日の 7 日前までに提出すること。

16. その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルに要する費用については、すべて業者負担とする。
- (2) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 特段の事情により受託候補者と締結できなかつたときは審査において次点であったものを新たに受託候補者とし、打ち合わせを行った後に随意契約により契約を締結する。
- (4) 参加業者が 1 者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

17. 事務局

(1) 名称

船橋市 市長公室 広報課

担当者 ふなばし魅力発信係 増渕/菅

(2) 所在地

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

(3) 連絡先

電話番号 047-436-2792

ファクス 047-436-2769

メールアドレス miryoku@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和元年 5 月 23 日から施行する。

(失効日)

この要領は、令和 2 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。